

入札公告(電気工事)

次のとおり一般競争入札(政府調達対象外)に付します。
本工事は、電子契約システムの対象案件である。

令和8年5月22日

支出負担行為担当官
北陸農政局長 植野 栄治

1 工事概要

- (1) 工事名 福井地方合同庁舎照明設備改修工事
- (2) 工事場所 福井県福井市日之出3丁目14番15号 福井地方合同庁舎
- (3) 工事内容 本工事は、福井地方合同庁舎の既設照明器具をLED照明器具に改修するものである。
- (4) 工期 令和9年3月5日まで
- (5) 本工事は、入札説明書の交付、申請書及び確認資料の提出、受領に係わる確認及び入札について、原則として電子入札システム(以下「電子入札方式」という。)により行う対象工事である。ただし、電子入札方式によりがたい者であって、紙入札方式(持参に限る。)の承諾に関する承諾願を提出し、承諾を得た者は紙入札方式に代えることができる。
- (6) 本工事は、契約手続にかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムにより難しい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

2 競争参加資格

次に掲げる全ての条件を満たしている者であること。

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 北陸農政局における令和7・8年度一般競争参加資格を付与されている有資格者のうち、「電気工事」の認定を受けていること。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸農政局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続の申立てがなされている者((2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 施工実績
 - ① 平成23年度以降(過去15年間)に元請けとして完成・引渡し完了した、②に示す同種工事の施工実績を有すること。ただし、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社が同種工事の施工実績を有すること。(共同企業体としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)
 - ② 同種工事とは、「電気工事」とし、規模及び種類は問わないものとする。
- (5) 本工事に、次のいずれかの資格基準を満たす技術者を主任技術者として配置(専任を要しない。)できること。
 - ア 1級又は2級国家資格者(電気工事施工管理技士)
 - イ 技術士(電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門(電気電子又は建設))
 - ウ 第1種電気工事士
 - エ 第2種電気工事士(電気工事の実務経験3年以上)
 - オ 電気主任技術者(第1種、第2種又は第3種)(電気工事の実務経験5年以上)
 - カ 建築設備士、計装士(電気工事の実務経験1年以上) ※1
 - キ 登録基幹技能者(登録電気工事基幹技能者、登録送電線工事基幹技能者又は登録計装基幹技能者)

ク 電気工学又は電気通信工学に関する学科を卒業後、次に示す期間以上の電気工事の実務経験を有する者 ※2

- ① 高等学校（旧制実業学校を含む。） 5年以上
- ② 高等専門学校（旧制専門学校を含む。） 3年以上
- ③ 大学（旧制大学を含む。） 3年以上

ケ 10年以上の電気工事の実務経験を有する者 ※2

※1：建築設備士：建築士法第2条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格をいう。

計装士：建築物等に計装装置等を設備する工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人日本計装工業会が行う1級の計装士技術審査が該当。

※2：実務経験者は資格者証を有する必要なし。

- (6) 入札参加者と配置予定の主任技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係（申請書及び確認書提出の日以前に3か月以上の雇用関係）にあること。
- (7) 本工事に経常建設共同企業体として申請書を提出した場合、その構成員は単体として申請書を提出することはできない。
- (8) 申請書及び確認資料の提出期限の日から開札時までの期間に、北陸農政局長から「北陸農政局工事請負契約指名停止等措置要領」（平成15年8月29日付け15陸総第414号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 同一入札に参加しようとする複数の者の関係において、資本関係又は人的関係がないこと。
- (10) 「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」（平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (11) 以下に定める届出をしていない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
 - ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

3 入札手続等

(1) 担当部局 : 〒920-8566 石川県金沢市広坂2丁目2番60号
金沢広坂合同庁舎
北陸農政局会計課審査係
電話 076-263-2161（内線3152）

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間：別表1①に示す日時
- ② 交付方法：電子入札方式により配布する。ただし、電子入札方式に対応していない等の理由で入手できない場合は、電子メールで送付する。希望者は、③へ工事名、社名、担当者名及びメールアドレスを連絡すること。また、書面による交付を希望する場合は、あらかじめその旨を以下の交付場所へ申し込みを行ったうえで、①の交付期間、③の交付場所にて交付する。

③ 交付場所：〒920-8566 石川県金沢市広坂2丁目2番60号
金沢広坂合同庁舎
北陸農政局会計課会計専門官（営繕担当）
電話 076-263-2161（内線3165）
メールアドレス chotatsu_hokuriku@maff.go.jp

(3) 申請書及び確認資料の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間：別表1②に示す日時
- ② 提出方法：電子入札方式により提出すること。詳細は入札説明書によるものとし、発注者の承諾を得て、紙入札方式による場合は③へ持参又は郵送（郵便書留や宅配便など配達記録が残るものに限る。）するものとする。
なお、提出期限以降における申請書又は資料等の差替え及び再提出は認めない。

- ③ 提出場所：〒920-8566 石川県金沢市広坂2丁目2番60号
金沢広坂合同庁舎
北陸農政局会計課会計専門官（営繕担当）
電話 076-263-2161（内線 3165）

(4) 入札、開札の日時、場所及び提出方法

- ① 入札（開札）日時：別表1③に示す日時
② 入札（開札）場所：北陸農政局7階入札室
③ 提出方法：受付期間内に電子入札方式により提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙入札方式により参加することができる。
（電子入札方式による入札の場合）
入札（開札）日の3営業日前から1営業日前の午後5時00分まで受付
（紙入札方式による入札の場合）
①及び②に持参により提出
④ 留意事項：紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。

4 入札の執行等

落札者の決定方法

- (1) 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
(2) (1)において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上いるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。
(3) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る場合は、予決令第86条に規定する調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うものとする。

5 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
(2) 入札保証金及び契約保証金
① 入札保証金 免除
② 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行金沢支店）
ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができる。
ア 利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行金沢支店）
イ 金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証。
（取扱官庁 北陸農政局）
また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。
(3) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
(4) 配置予定技術者の確認
配置予定技術者については、建設業法に従って当該工事に配置できるかを審査するため、技術者資料の提出を求める。
種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、配置予定技術者の変更は認められない。
(5) 手続における交渉の有無 無
(6) 契約書作成の要否 要
(7) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方と随意契約により契約する予定の有無 無
(8) 一般競争参加資格の確認を受けていない者の参加
2(2)に掲げる一般競争参加資格の確認を受けていない者であっても、上記3(3)により申請書及び確認資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時までに、当該資格の確認を受け、かつ、競争参加資格の認定を受けていなければならない。

(9) 電子入札について

① 電子入札方式による手続開始後に、紙入札方式への途中変更は原則的に行わないものとするが、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札方式に変更するものとする。

② 電子入札方式に障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。

電子入札方式に係わる運用については、「農林水産省電子入札運用基準標準例」（北陸農政局ホームページ：<https://www.maff.go.jp/hokuriku/bid/index.html>）による。

(10) 第1回の入札に際し、入札書に記載される入札金額の内訳金額を入力した工事費内訳書を提出すること。

(11) 営業所の専任技術者と工事の配置予定技術者との関係確認について

落札者となった者は、落札決定後、契約締結までに配置予定技術者と営業所の専任技術者との関係について確認できる資料を提出するものとする。

(12) 発注者綱紀保持対策について

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規定（平成19年農林水産省訓令第22号）第10条及び第11条にのっとり、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容（日時、相手方氏名及び働きかけの内容）を記録し、同規定第9条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会（以下「委員会」という。）に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められた場合には、当該委員会を設置している機関において閲覧及びホームページにより公表する。

（不当な働きかけ）

① 自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼

② 指名競争入札において自らを指名すること又は他社を指名しないことの依頼

③ 自らが受注すること又は他社に受注させないことの依頼

④ 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取

⑤ 公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取

⑥ 公表前における発注予定に関する情報聴取

⑦ 公表前における入札参加者に関する情報聴取

⑧ その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

(13) その他

詳細は入札説明書による。

別表1 入札契約手続に係る期間等

番号	項目	日時
①	入札説明書の交付期間	令和8年5月22日から令和8年6月5日まで（行政機関の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。
②	申請書及び確認資料の提出期間	令和8年5月25日から令和8年6月8日まで（行政機関の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。ただし、最終日については正午までとする。
③	入札（開札）日時	令和8年6月30日 午前10時00分

※「行政機関の休日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日をいう。